

やめよ! 徳山ダム

徳山ダム建設中止を求める会通信
No. 39 (2001. 6. 7)
事務局 TEL/FAX 0584-78-4119
大垣市田町1-20-1 近藤方

5月23日 私達のトラスト地に対して 収用裁決 裁決取消を求めて提訴を準備しています

収用裁決の前提である事業認定処分の係争中に強制収用を決めてしまえる今の土地収用法の運用はどう考えても納得できません。だから私たちは審理の中断・凍結を求めて来ました。しかし岐阜県収用委は、審理を強行し、5月23日に収用裁決を出しました。

私達はこの不当な収用裁決の取消を求めて提訴します。地権者の方には収用裁決取消訴訟の委任状をお送りしましたので、原告になられる方はよろしく願いいたします。

今は原告でない地権者の方も新たに原告となれます。原告会費＝半年5000円は今年後半分からお願いします。

6月4日から各地の地権者に対して水資公団による「補償支払のための訪問」が始まっています。地権者の方は「受け取りません」と告げてください。受領拒否が明確になれば、供託となって、煩わしいことはなくなるはずで

岐阜県藤橋村で水資源開発公団が進めている徳山ダム用地をめぐる強制収用問題で、同県収用委員会が「徳山ダム建設中止を求める会」がトラスト運動をしている共有地約五千平方メートル(持分八十八分の一)について、土地収用法に基づいて収用裁決をしていたことが分かった。

裁決したのは、同村徳山の損斐川左岸の原野。同会は、公団が建設相(当時)にダム事業の認定申請した後の一九九八年七月に権利を取得し、同ダム建設に反対する全国の百十六人が所有している。

収用委は二〇〇二年二月から審理を開始。意見を聴取では、公団側がダム建設の必要性を主張したのに対し、同会は事業認定の取り消しを求める訴訟が継続していることを理由に「司法判断があるまで審理を凍結すべきだ」としていた。

六回にわたる審理のほか、委員七人が現地を調査し、公団職員から境界線や立ち木の位置の確認を中心の説明を受けた。

この際も、同会は「事業の公益性を裁判で争っている」などとして出席を見送った。収用裁決されたことでは、公団では権利取得期限の八月二十

収用委の裁決に、同会の上田武夫代表は「審理凍結の要求を無視し、強行した。収用委員長は住民訴訟の被告代理人でもあり、公正中立とは言えない」とコメント。収用裁決の取り消しを求めて提訴するとともに、同ダム事業の中止を求める運動を強化する構えだ。

岐阜県が裁決

藤橋村の徳山ダム用地 トラスト共有地収用

岐阜県が裁決

5/25 中日(7)

恒例・徳山村キャンプ 8月18日(土)・19日(日)

18日のお昼頃に大垣を出発し、19日の午後の早めの時間に帰着します。

参加費：3500円 場所や日程について詳しくお知りになりたい方、参加ご希望の方は、事務局に電話でご連絡下さい。 0584(78)4119 (FAX兼) 近藤方

「技術と人間」5月号(6月2日発売)に嶋津暉之さんの「時代錯誤の予測で進む徳山ダム建設」が掲載されています。徳山ダム裁判における意見書と同内容です。入手される機会がありましたら是非お読み下さい。

地裁共有ダム山徳
決裁し渡明

「妥当」「公共性ない」

推進、反対両派が見解

揖斐郡藤橋村で進められていた徳山ダム建設事業で二十五日、反対派住民グループに対して、県収用委員会は土地を明け渡すよう裁決を下した。

田武夫代表は同委員会から司法の場に移って、徳山ダム事業の「公共性のなさ」を訴えていく方針だ。

5/26 岐阜県

5/26 朝日

収用に反対、提訴へ

徳山ダムめぐり、県委が裁決

中止を
求める会
取り消し
求める



掘削作業が急ピッチで進む堤体工事。トラスト運動が展開された土地は、この上流=25日午後1時20分、揖斐郡藤橋村の徳山ダム建設予定地の犬谷展望台

ダムは、V字谷の山の斜面を削った後、岩などを積み上げてダム堤体となる壁を造る。「一週間来川筋は形跡さえ分からな

流域二十五の市町村」とする談話を発表し、司法の場で事業の公共性を係争中だ。住民訴訟の被告代理人が、収容委員会に訴え、事業認定取り消し訴訟の結果が出るまでは収容委員会の審理を凍結すべきだ、と訴えてきたが、受け入れられなかった。六月下旬には、裁判結果取り消し訴訟を起す構えだ。

事業認定を受けた水没地のうち、〇・二割(二・八割)はまだ未買収のままだ。

5/24 朝日

徳山ダムの 促進を決議

流域市町村長ら

藤橋村で建設が進む徳山ダムの早期完成を求める「揖斐川流域住民の生命と生活を守る市町村連合」の今年度の総会が23

日、大垣市万石2丁目のホテルで開かれた。関係する市町村長、議長ら約100人が出席。早期完成を要望する決議案や事業計画案などを可決した。要望は、国や水資源開発公団へ提出する。

市町村連合は、揖斐川流域の25市町村の首長と議長計50人を会員に、97年2月に結成した。地元選出の代議士や県、公団の関係者らが顧問や参事などを務める。

今年4月の市長選に初当選して同連合会長に就任した小川敏大垣市長は「揖斐川流域の治水対策は洪水に苦しめられてきた44万住民が切望している。東海豪雨災害は記憶に新しいが、他地域のこともますますことはできない。一日も早い完成を願う」と話した。

「ダムによる水源確保は必要なのか？費用は？」

5月22日 大垣市新市長に公開質問状提出

4月の大垣市長選で、小川敏氏が新市長に当選しました。小川新市長は、「小倉市政を継承する」という立場であり、徳山ダムを推進する「揖斐川流域住民の生命と生活を守る

市町村連合」の会長にもなりました（新聞記事参照）。市長選の際の候補者への公開質問状でも「徳山ダムの水源確保は必要」との回答です。不要な水に市民のお金をつぎ込み、せっかくの良い水をダイオキシンや鉛害の心配のある水に転換することは到底納得できません。

5月22日、新市長あてに、徳山ダムの水を受水することの再考を促し、情報を市民に公開するよう求める公開質問状を出しました。6月中旬に回答することを求めています。

5/23 朝日

だけでなく、利水の面でも徳山ダムが必要かどうかはつきりさせる必要がある」と話している。

徳山ダム 中止求める会 大垣市長に公開質問状

市民団体「徳山ダム建設中止を求める会」（上田武夫代表）は22日、藤橋村での徳山ダム建設に伴う大垣市の利水計画や水道料金の見直しなどについて、小川敏市長の見解を尋ねる公開質問状を提出した。6月中の回答を求めている。

4月の市長選時に同会が小川市長に出した公開質問状への回答を踏まえ

「市の懸案事項にもそろそろ詳しくなった時期」として、徳山ダムへの見解を改めて質問した。質問内容は、地下水の限界から徳山ダムは必要としているが、地下水の限界とはどういう意味か▽徳山ダムから水を引き受ける場合の水道料金の試算はどのようになるか▽三重県亀山市は自己水源が豊富であることを理由に長良川河口せきの水は水道水には使わないと決めた。大垣市もダムの水道水源はいらないと表明するべきだと思いが、いかがか、など。同会の近藤ゆり子事務局長は「大垣市は治水

徳山ダム裁判（行政訴訟）証人尋問 傍聴を！

4月11日は午後から原告側証人嶋津氏が出廷し、OHPを使って、被告側の水需要予測の根拠の無さを明らかにしました。続いて富樫氏が証人に立ち、この地域の水余りの立証に入りましたが、時間切れで7月11日に続きが行われることになりました。

5月16日は被告側証人・山崎氏の反対尋問でした。原告側代理人からの質問に対して「よく知らない」「事業認定庁としてはそこまでは判断しない」「申請者（公団）の説明を受け入れた」という回答が続きました。「公共事業である」という事業認定は、公正に行われていると言いながら、実は事業認定庁が申請者に申請のマニュアルを教えた上で申請通りに認定するというデキレースであることが一層明らかになりました。

毎月のように、丸1日かけた証人尋問が続くというハードな日程になっていますが、皆さまの傍聴をお願いいたします。

＜裁判傍聴報告は別紙＞

今後の予定

【行政訴訟・証人尋問日程（いずれも岐阜地裁）】

- ◎7月11日(水) 10時～12時 富樫証人への原告側主尋問
13時半～17時 門松証人への原告側反対尋問
- ◎8月29日(水) 10時～17時 嶋津・富樫証人への被告側反対尋問
- ◎10月3日(水) 13時半～17時 山崎証人への原告側反対尋問

【住民訴訟・裁判日程（いずれも岐阜地裁）】

- ◎6月20日(水) 13時30分
- ◎9月5日(水) 16時

TOPIC1 三重県亀山市・長良川河口堰からの水を使用しないと決定 (5/16)

三重県亀山市は自己水源が豊富であることを理由に「長良川河口堰の水は水道水には使わない」と決めました。長良川河口堰の水は「要らなくい上にまずい水」であり、他にもホンネでは要らないと考えている自治体も多いようです。「選挙目当て」「市民向けポーズ」とも言われますが、要らないものは要らないとはっきりさせていく動きは大歓迎です。

TOPIC2 国土交通省「新たな水源開発ダムは造らない」方針を表明 (5/17)

国土交通省もようやく水余りの事実を認めつつあるということでしょうか。徳山ダムは水資源開発公団の建設する水資源開発ダムです。「新たに造らない」だけでなく、現在建設中の要らないダム建設をただちに中止すべきです。

民主党岐阜県連

TOPIC3 民主党岐阜県連「徳山ダムの凍結」を検討し始める?

民主党は「中央と地元のねじれ状態」を脱して「徳山ダムの凍結・見直し」を鮮明にするようになるのでしょうか。新聞の報じ方も様々です。

徳山ダムの凍結検討

地元の推進派議員反発

ダム凍結公約「徳山も含む」
鳩山・民主党代表
民主党の鳩山由紀夫代表は3日、岐阜県大垣市内での講演で、「計画中のダムはすべて見直す。(徳山ダムについて)これは例外です」と申し上げられない」と述べた。同党は計画・建設中のダムの凍結を参院選の公約

に掲げており、鳩山代表はその原則を改めて強調したが、「凍結の2年間は検討期間。コンクリート(のダム)がどうしても必要であれば、予算をつけることはありうる」と、含みを持たせた。同党岐阜県連は現在、徳山ダム建設事業の是非を協議しているが、賛否両論に意見が分かれている。

ダム計画凍結政策「徳山ダムも含む」
民主鳩山代表
民主党の鳩山由紀夫代表は3日、岐阜県大垣市内で記者会見し、同県藤橋村の揖斐川で建設が進む徳山ダムについて、同党が打ち出している「コンクリートのダム計画を2年間凍結する」という政策の例外にはしない方針をあらためて示した。ただ、「ダム建設によるメリット、デメリットの見直しによっては、凍結期間を一年にするなど柔軟に考えることはできる」と述べた。

「今日、大垣市で『私たちは反対です』というグループの訴えも聞いた。例外を認め始めたらきりがない。ダムはゼロベアから見直すのが世界の流れだ」と従来の方針を堅持した。

5/19 朝日

6/4 朝日

6/4 中日

☆ 5月8日(火)、共産党国会議員団(瀬古由起子衆議院議員、八田ひろ子参議院議員、笠井亮参議院議員)が徳山ダム工事現場を視察し、工事中止を求めました。当会上田代表、近藤事務局長も行きました。

☆ 5月12日(土)、三菱革新懇(準)の皆さん二十余名を当会運営委員・竹村博さんが新緑の徳山に案内しました。カンパをいただきました。

☆ 徳山ダム鉅害訴訟の第2回口頭弁論が5月10日午前10時から岐阜地裁で開かれました。次回は6月28日午前10時です。できる限りの傍聴をお願いいたします。

☆ 原告会費2001年前期分を未納の方、お早めをお願いいたします。一般会費・カンパはいつでも大歓迎。

「やめよ!徳山ダム」 徳山ダム建設中止を求める会 代表:上田武夫

編集責任:近藤ゆり子 事務局 〒503-0875 大垣市田町1-20-1

TEL/FAX 0584-78-4119 Email: tokuyama@geocities.co.jp

URL: http://www.geocities.co.jp/WallStreet/1214/

郵便振替:00800-7-31632 年会費 2000円

<この間の裁判傍聴報告>

三浦真智まとめ・近藤ゆり子短縮修正

@住民訴訟

○3/21 (水) 午後4時～4時10分

原告：第8準備書面提出

被告：第7準備書面提出 費用負担の同意の違法については争うので、書証も出さない

@行政訴訟

○3/14 (水) 午前10時～午後5時

山崎房長被告側主尋問 (事業認定当時の土地収用管理室の担当者)

- ・本件事業認定申請の経緯
- ・治水目的の検討

昭和34年洪水を基本高水流量に採用した/平成6年渇水の改善をしたい

- ・新規利水は諸事情を勘案して、公益性を判断した

乙115号証は実績ベースをメインに採用した/実績とあう平成30年計画の資料を提出させた/徳山ダムへの水需要は発生する (ことを詳細に説明)

- ・地盤沈下は現在も進行中で、地下水取水対策と新規利水が必要
- ・発電は可能性として調査されたが、多目的ダムである
- ・環境に与える影響は少ない
- ・文化財は埋蔵文化財として保護されている

○4/11 (水) 午前10時～午前12時

門松武被告側証人 (事業認定申請当時の中部地建河川部長)

- ・治水についての建設省の過大な想定と徳山ダム依存の計画を説明した
上流ダム群については現在のところ具体的な計画はない
- ・地盤沈下について防ぐためには水資源開発が基本である
- ・少雨化傾向で利水安全度が低下している
- ・渇水対策には最大のハードがダムである (!?)
- ・新規利水不要論について利水者からは必要性を聞いている
需要が仮に無い場合でも利水安全度の向上が必要である

○4/11 (水) 午前10時～午前12時

門松武被告側証人 (事業認定申請当時の中部地建河川部長)

- ・治水についての建設省の過大な想定と徳山ダム依存の計画を説明した
上流ダム群については現在のところ具体的な計画はない
- ・地盤沈下について防ぐためには水資源開発が基本である
- ・少雨化傾向で利水安全度が低下している
- ・渇水対策には最大のハードがダムである (!?)
- ・新規利水不要論について利水者からは必要性を聞いている
需要が仮に無い場合でも利水安全度の向上が必要である

○4/11 (水) 午後1時～4時

嶋津証人原告側主尋問 (河川研究者&原告)

- ・フルプランの新旧の関係について
- ・水需給の実績について (新規利水の水源確保の必要はない)
- ・ウォータープランについて (実績を認めざるをえなくなっている)
- ・工業用水と水道用水の実績について詳しく説明した
- ・予測は現フルプランでも旧フルプランと同じく高度成長を前提にしている
- ・大垣地域水道用水の合理的予測を説明した
- ・公団の水需要予測は徳山ダムの必要性をいうための非科学的なものである
- ・合理的予測は実績に基づいて要因をきちんと分析して行う必要がある
- ・地盤沈下の進行はすでに沈静化している

○4/11 (水) 午後4時～5時

富樫幸一証人原告側主尋問 (岐阜大学地域科学部)

- ・旧フルプラン終了後の現フルプランの策定について
実績と予測が乖離していて、策定の1993年時点で誤っていた
- ・フルプランは全体の地域についてであって、付け替え・転用はありうる
- ・工業用水の水利権と実際の確保流量の関係…岩屋ダム・木曾川総合用水は明らかに異常
- ・木曾川水系の工業用水事業の現状…新規の開発は必要がない

○ 5/16 (水) 午前10時～午後5時

山崎房長証人に対する原告側反対尋問

- ・利水の重なりについて (岩屋ダム、長良川河口堰、徳山ダム)
- 揖斐川→木曾川に送水する方法は知らない/名古屋市の取水の詳しいことは知らない/他の水源施設の水のやり取りはできない・審査対象としていない/用途間の転用・用途地域の変更は関係事業者間の合意が必要/取水量の内訳は事業認定庁として知らない
- ・「乙115号証は結果として実績ベースを採用した」ことについて
上水の人口推計は過去の実績からのトレンド的延長も合理的/人口研や厚生白書の少子化傾向の記述は見えていない/手法が合理的であれば予測が違っていてもやむをえない/地域を特定しての検討はしていない/過去の実績+定性的説明+内外の数値で検討した
 - ・地域ごとのデータの採り方について
尾張の推移と東海の推移の違いは検討していない/地域では検討していない
 - ・負荷率の採り方について
負荷率は名古屋で74%～80%との公団の説明を聞き、資料としては調べていない
70%という根拠は数%で安全を見込んで、H30年値を合理的な値とした
H11年度水資源白書の計算で80%というのは事業認定当時は知らない
 - ・工業出荷額の伸びはと淡水使用量について
工業出荷額の伸びのとともに水需要も伸びていくと考えた
(原告側: S60→H7は工業出荷額は伸び、淡水使用量は低下しているではないか。合理性は過去の事実を説明できるかどうかであると言ってきたのに矛盾しないか?)
(原告側: 産業構造の変化でなぜ10年間をとっているのか?) 堅実な成長をはかるべきで、5年より10年であるのが適当と思った
(原告側: では使用水源単位も5年でなく10年でとった方がよいのではないか?) 実績量を見て判断した
(原告側: S60→H7の使用水源単位は多様に変化している) 変化ないと事業認定庁は思った
このグラフを見てもわからない
 - ・大垣地域の工業用水について
大垣地域の工業用水は過去の実績から将来予測している
回収率は名古屋80%で大垣34%と値が低いが、このところ回収率は横ばい傾向で改善の見込みがないと考えた
(原告側: 工業用水区分の内訳をみると、大垣地域の回収率の向上は大いに見込めるのではないか?) 工業用水区分の内訳があることは知らなかったし、検討もしていない
(原告側: 負荷率82%～78%なのに70%をあてはまてるのは?) 近接地域だからという公団の説明であった
 - ・大垣地域の上水道について
(原告側: 人口研の推計、岐阜県5次総はH22がピークだが? 大垣地域特有の人口増加要因があるのか?) 大垣地域特有の増加要因はない
(原告側: 大垣380L/人・日は有効水量ベースではない。多くの無効水量が含まれている。有効水量ベースで計算するともっと小さい値になるが?) 実績値だと説明を受けた/割戻しが必要という説明はなかった/有効率を調べてはいない/実績値を細かくは聞いてない
(原告側: 大垣市4次計画で、0.8→0.9で漏水の改善を想定しているが?) 大垣地域は大垣市だけではない/東海地方ベースで統一的試算がしてある
(原告側: 供給対象地域の数値があるのになぜ使わなかったのか?) 必要ない
水道用水内訳の議論はしていないし、当時は知らなかった

以上